



編集・発行
公益財団法人 栃木県生活衛生
営業指導センター
〒320-0027
宇都宮市瑞田1-3-5砂川ビル
TEL028(625)2660
栃木県保健福祉部生活衛生課
〒320-8501
宇都宮市瑞田1-1-20 TEL028(623)3110

令和2年度事業計画(案)の概要

令和2年度(公財)栃木県生活衛生営業指導センター及び栃木県生活衛生同業組合協議会が行う事業計画(案)の概要についてお知らせします。

1 経営健全化に関する事業

- ① 営業相談室の運営(経営指導員による経営相談等)
- ② 情報化整備事業(指導センターHP等を活用した経営等に関する各種情報発信)
- ③ 地区相談(弁護士による無料法律相談、地区営業相談室の開催)、税務相談の実施

2 融資指導事業

- ① 日本政策金融公庫貸付けに係る知事推薦事務及び経営特別相談員等への指導、助言
- ② 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付等資金繰り支援制度に関する情報提供

3 指導・相談体制の強化事業

- ① 経営特別相談員の資質向上を図るため特相員研修会等を開催
- ② 経営特別相談員による巡回指導(特相員数170名、目標2,000件)
- ③ 協議会支部長、経営特別相談員部長及び支部事務局長による合同会議の開催(年2回)

4 各組合及び生活衛生同業組合協議会支部に対する指導事業

- ① 組合役員等に対する各種研修の実施、各組合の自主的活動を推進するための指導、支援
- ② 各組合振興事業への指導、支援 ※本年度変更認定対象《食肉販売業、食鳥肉販売業》
- ③ 協議会支部事業への支援、助言

5 衛生水準の確保・向上事業

- ① 組合組織の拡大・強化を図るため、組合活動推進月間事業(11月)等への取組強化

6 後継者育成支援事業

- ① 後継者の育成を図るため、小・中・高校の生徒等を対象にインターンシップ事業を実施
- ② めん組合フォローアップモデル事業への支援

7 生活衛生営業振興助成補助事業

- ① 協議会支部において消費者懇談会、経営講習会を開催
- ② 地域ふれあいたすけあい事業を通じた地域貢献活動の推進

8 広報事業

- ① 「生活衛生とちぎ」の発行(年4回)
- ② 各業種の新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドラインの普及啓発

9 標準営業約款登録推進事業

- ① 県、市町村、消費者団体等との連携による標準営業約款制度の普及促進
- ② 対象組合における新規登録と再登録の促進

10 調査事業

- ① 生衛業界における景気の動向、設備投資の動向等を把握するため、生衛業経営状況調査(年4回)、景気動向等アンケート調査(年4回)を実施

11 ふれ愛入浴サービス事業の推進

- ① 小山市において高齢者・障がい者を対象とした「ふれ愛入浴サービス事業」を実施

12 クリーニング師研修、業務従事者講習の開催

- ① 行政・組合と連携したクリーニング師研修等の開催と受講率向上対策を実施

13 生産性向上推進事業の推進

- ① 生衛業者の生産性向上に向け中小企業診断士と連携した個別相談事業の推進



新 栃木県保健福祉部長



海老名 英 治

公益財団法人栃木県生活衛生営業指導センター及び生活衛生関係営業者の皆様におかれましては、日頃から本県の実生活衛生行政をはじめ、保健福祉行政の推進に多大なる御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、生活衛生関係営業は、県民の生活に密接に結びつき、人々に豊かさや潤いを与えるとともに、地域社会の活性化にも欠かせないものであります。こうした中、公益財団法人栃木県生活衛生営業指導センターでは相談指導事業等に積極的に取り組まれるとともに、生活衛生関係営業者の皆様においては経営の健全化や衛生水準の維持・向上に努められていることに対し、敬意を表する次第であります。

また、この度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、経営面において様々な影響が生じていると思いますが、感染拡大防止に向けて様々な取組に御協力いただいていることに対し、改めて感謝申し上げます。

本県における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、県民の皆様や事業者の皆様、医療機関や医療従事者の皆様の御努力、御尽力により、5月15日をもって「栃木県緊急事態措置」を解除することができました。しかし、新型コロナウイルス感染症の対策は長丁場であり、感染拡大防止と社会経済活動の両立という視点に立って、感染の第2波、第3波に備えた対策を進めていく必要があります。

皆様におかれましては、関係施設の衛生水準の維持・向上はもちろん、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の徹底について、更なる御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、公益財団法人栃木県生活衛生営業指導センター及び生活衛生関係営業者の皆様の益々の御発展と御活躍を心から御祈念申し上げまして、あいさつといたします。

新 めん類業生活衛生同業組合理事長



高 久 光 男

私は、本年5月、前任の小林定雄理事長の勇退に伴い、栃木県めん類業生活衛生同業組合理事長に就任しました、高久光男です。

当組合は、今年で創立61年を迎えることができました。これもひとえに歴代役員や組合員、行政、関係団体の方々の温かいご支援、ご協力の賜と厚く御礼申し上げます。

さて、時代は平成から令和へと変わり、当組合では、「経営の安定化」「組織の強化」「需要の拡大」を基本理念の三本柱に掲げ、お客様に安心・安全な食事を提供するためハサップ制度の普及啓発に努めるとともに、組合員とともに組合理念に根ざした各種活動に積極的に取り組んで参ります。

また、本年2月から新型コロナウイルス感染症に全世界が襲われ、組合員も甚大な被害を受けております。国の方針では、3密（密閉、密集、密接）を避けるため営業の自粛要請やステイホームなど様々な感染症予防対策が行われましたが、当組合員の店舗では、お客様が安心して食事ができるよう徹底した店内の消毒に努め、また需要の拡大に向けてテイクアウトを始めるなど様々な営業努力を続けております。

一日も早い新型コロナウイルス感染症の収束を願い、この難局を組合員とともに乗り越えていきたいと思っておりますので、引き続き、皆様方のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

栃木県からのお知らせ

栃木県内における新型コロナウイルス感染症患者の発生状況について

新型コロナウイルス感染症については、4月16日に緊急事態宣言が全国に発令され、本県では栃木県緊急事態措置を実施し、県民の皆さまに外出自粛のお願いや施設の休業要請などを行いました。4月は新規感染者の増加傾向が見られましたが、5月に入ると感染者は減少し、感染拡大は抑制されている状況です。

各業界の皆さま方につきましては、さまざまなご協力を賜り感謝申し上げます。

今後も感染拡大防止のため、「3つの密」を避けること等の徹底にご協力をお願いします。

感染拡大を予防する「新しい生活様式」の徹底をお願いします

- ・感染防止策（手洗い、咳エチケット等）を講じる
- ・3つの密（密閉、密集、密接）を避ける
- ・必要最小限の人数で活動する など

※「人との接触を8割減らす、10のポイント」、「新しい生活様式の実践例」の実践

詳しくは「新型コロナウイルス施設・生活相談センター（☎028-623-2826）」へお問い合わせください。（平日：午前9時から午後5時まで）



新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けた中小企業への県の支援策

- ・新型コロナウイルス感染症に関する企業向け特別相談窓口
- ・新型コロナウイルス感染症緊急対策資金
- ・新型コロナウイルス等の感染症BCPの策定支援
- ・新型コロナウイルス感染症緊急対策資金利子補給事業
- ・新型コロナウイルス感染症対策パワーアップ資金

問い合わせ先：県経営支援課（☎028-623-3181）

栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の要請・協力依頼に応じて施設の使用停止にご協力頂いた事業者等に対し、協力金を支給します。

【申請受付期間】令和2年6月30日（火曜日）まで

お問合せ先：新型コロナウイルス感染拡大防止協力金受付センター

（電話）028-680-7145（受付時間）午前9時から午後5時まで（土日・祝日も開設しています）

（URL）<https://tochigi-kyoryokukin.com>

栃木県新型コロナウイルスコールセンター

コールセンターでは、新型コロナウイルス感染症全般に関するご相談を受け付けています。

☎0570-052-092（土日・祝日を含む24時間対応）

※聴覚等に障害があるなど、電話での相談が難しい方はファクシミリでご相談ください

平日（午前8時30分～午後8時）：FAX 028-623-3052、（夜間・休日）：FAX 028-623-2527

※外国人の方など、日本語以外での相談をご希望の方は「外国人向け新型コロナウイルス相談ホットライン（☎028-678-8282）」（24時間対応）へご相談ください。

新型コロナウイルス感染症に関して詳しくは県ホームページをご覧ください

（URL）<http://www.pref.tochigi.lg.jp/index.html>

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部

栃木県生活衛生同業組合の組合員の皆さまへ 日本政策金融公庫宇都宮支店長 加藤 久美子

風薫るさわやかな季節となりました。

栃木県生活衛生営業指導センターを始め、県内各生活衛生同業組合及び組合員の皆さま方におかれましては、日頃より当公庫業務に対し、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

新型コロナウイルス感染症拡大により、私達の生活は一変しております。特に緊急事態宣言の発令後は、休校や外出自粛、店舗の休業要請等により、数多くの企業や店舗が活動停止や休止を余儀なくされ、先行き見通しの読めない中、不安を抱えたまま過ごされている方も本当に多数いらっしゃると思います。

私共、日本公庫も、3月の政府の緊急対応策として「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等を創設し、中小企業・小規模事業者の方々への資金繰り支援を実施しておりますが、5月24日現在、県内2支店にお申しいただいた件数は、既に4,200件を超えております。

特に、生活衛生関係営業の皆さま方は、地域や私達の生活に密着しており、今回の見えない敵に対する影響は、より多大であると懸念しております。皆さま方のそのような不安や心配が少しでも払拭できますよう、私共日本公庫もできる限り迅速丁寧に対応させていただく所存です。

引き続き、栃木県生活衛生同業組合の組合員の皆さま方のお役に立てるよう取り組んでまいります。

○生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付（令和2年3月17日取扱い開始）

ご利用いただける方	生活衛生関係の事業を営む方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の1または2のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方	
	1 最近1ヵ月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して、5%以上減少している方 2 業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合は、最近1ヵ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方 (1) 過去3ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高 (2) 令和元年12月の売上高 (3) 令和元年10月から12月の平均売上高	
お使いみち	振興計画認定の組合員の方	左記以外の方
	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金
融資限度額	6,000万円（別枠）	
利率（年）	【3,000万円以内（注3）】当初3年間：0.46%、4年目以降：1.36% 【3,000万円超】1.36%（注1、2）	
ご返済期間	【設備資金】20年以内（うち据置期間5年以内） 【運転資金】15年以内（うち据置期間5年以内）	【設備資金】20年以内（うち据置期間5年以内）
お申込に必要な書類	振興計画認定組合の長（組合の長から委任を受けた支部長及び理事を含みます。）が発行する「振興事業に係る資金証明書」	都道府県知事の「推せん書」（借入申込金額が500万円以下の場合には不要です。）

(注1) 令和2年3月17日時点で適用される利率です（ご返済期間5年の場合）。

(注2) ご返済期間によって異なる利率が適用されます。

(注3) 一部の対象者については、当初3年間（3,000万円以内）の利率部分に対して、別途決定される実施機関から利子補給が実施され、当初3年間が実質無利子となる予定です。

令和元年度 後継者育成支援協議会を開催

さる2月26日、ホテル丸治（宇都宮市内）において令和元年度後継者育成支援協議会を14組合の理事長、県私立中学高等学校連合会の猪瀬氏（作新学院高校）、県生活衛生課坂井課長補佐等の出席により開催しました。

令和元年度のインターンシップ事業は、5組合において合計10回実施され、中学生、高校生、大学生など合計465名の参加がありました。特に、めん類業組合ではこれまでのインターンシップで生衛業に興味を持った高校生を対象に「フォローアップモデル事業」として毎週1回、高校の「めん打ちクラブ」を指導し、昨年8月には「全国高校生そば打ち選手権大会（そば打ち甲子園）」への出場を果たし成果を上げているとの報告がありました。理容組合では県内2中学校のキャリア教育事業を通じて理容体験授業を行い大変好評を得ました。

また、料理業組合では短大生を、寿司商組合では高校の調理科生徒を対象に生衛業の技術や魅了を伝えることができました。

坂井補佐からは、「インターンシップ事業は将来に繋がるとても明るい事業。今後はより若年層を対象として取り組むべきもので、県としては積極的に支援したい。」との発言をいただき、参加者全員、次年度も積極的に取り組んでいくことで意見が一致し散会しました。



料理業組合



寿司商組合



そば打ち甲子園（めん類業組合）

令和元年度 地域ふれあいたすけあい事業推進協議会を開催

さる2月26日、令和元年度地域ふれあいたすけあい事業推進協議会を14組合の理事長、県生活衛生課茂木主査、県社会福祉協議会佐藤主査の出席により開催しました。

この事業は、少子高齢化社会において生衛業が県民の日常生活を支えるため、地域の福祉的モデル事業を研究し実践することにより、地域社会へ一層の貢献を目指すもので、平成22年度から実施しています。

令和元年度は、高齢者福祉施設や児童養護施設などに対する訪問理美容・クリーニングボランティア活動や訪問食事サービス交流事業、地域住民への福祉入浴事業、地域の老人等を対象に食事を介した交流事業など9組合で合計18回実施しました。

同時に組合が行ったアンケート調査では、訪問先のほぼ全員が「良かった。」「今後も事業を継続して欲しい。」と回答され、自由意見では「毎回楽しみにしています。大変ありがたい。」、福祉施設の職員からは「理美容の方が来るのを心待ちにしているのを入居者の方からよく耳にします。」など、本事業が多くの方に喜んでいただいていることが分かりました。



本協議会では、これらの結果を踏まえ、次年度の事業について協議した結果、次年度も引き続き、積極的に取り組んでいくとの共通認識に至りました。

令和元年度 理事等県外研修会を開催しました

さる2月21日、全国生衛会館（東京都新橋）において各組合の役員、事務局員など10名が参加して研修会を開催しました。

午前中は、全国指導センター伊東専務理事から「生活衛生営業の現状と動向について」と題して講義を受けました。



○全国の生活衛生同業組合数の現状と対応

全国の生衛組合員数の減少傾向は鈍化しているものの確実に減少しており、組合強化のため抜本的な対策が必要です。一方で新規組合員を多数確保している地域もあり、そのノウハウを学び各組合連携のもと「組合活動推進月間（11月）」事業等の推進が重要です。

さらに、組合員確保に際しては、組合加入のメリットは不可欠。引き続き、新たなメリット開発が必要です。

○令和2年度生衛業関係厚労省予算

厳しい予算編成にもかかわらず、生衛業への予算は若干ではあるが増えています。これは「生衛業を元気にしろ！」との大きな声があったものと思われまます。

○受動喫煙対策

改正健康増進法が本年4月1日から施行され、既存の飲食店の内、資本金5千万円以下かつ客席面積100㎡以下のお店は経過措置として喫煙が可能となりました。ただし、喫煙可能部分には客・従業員ともに20歳未満は立入りできないので注意していただきたい。

○食品衛生法改正に伴う新たな食品衛生管理

HACCPに沿った新たな食品衛生管理が本年6月施行されます。実際には1年間の猶予期間があり、完全実施は令和3年6月からなので食品衛生営業者はその対応に備える必要があります。

<午後は同センターで開催された「生衛組合活性化塾2019」に全員参加しました。>

組合だより

インターンシップ事業に寄せて（理容組合）

理容組合壬生支部では、2月18日、壬生町立壬生中学校1学年208名を対象に、後継者育成課外授業（体験学習）を行いました。

冒頭、DVD教材で理容の概要を紹介、コンクール模様やエステ（美顔）等の場面では生徒達から歓声が沸き起こりました。この後、青年部数名によるカットのデモンストレーションを行なってハサミと櫛の操作法を披露し、体験学習に入りました。体育館にマネキンヘッドを12個設置し、各クラスを半数に分け、6クラス12グループでカットの体験をしていただきました。続いてのロッドワインディングでは、12個のテーブルにマネキンヘッドを設置、カットの時と同様にクラスを分けて体験をしていただきました。カットに於いては櫛の操作に困惑したり、ハサミだけで無造作に切ってしまうなど様々でしたが、ケガがなかったことに安堵しました。ロッドワインディングでも櫛の操作に迷いをみせましたが、毛束を巻き込むことに興味を持ち目を輝かせていました。同行した役員と青年部10名全員が指導にあたり、丁寧に解り易く説明したことにより、生徒達は笑顔を見せ楽しそうに体験をしていました。

この体験学習に2つの授業時限をいただいたことにより、大変充実した内容になりました。学校側に感謝いたします。役員と青年部一同は、実施したことへの充実感に満ちながら課外授業体験学習を終了しました。

（栃木県理容生活衛生同業組合壬生支部長 清水 一男）

支部だより

消費者懇談会を開催（栃木支部）

協議会栃木支部は、2月3日（月）に栃木市大宮公民館で、栃木市と壬生町の消費者団体等の会員35名をお招きし、中華料理生活衛生同業組合栃木支部と一緒に消費者懇談会を開催しました。

前半は、組合員である「こまどり楼」料理長の荒川光由氏が講師となり、実演を交えながらエビのチリソースや麻婆豆腐、黒酢の酢豚、上海風やきそばの美味しい作り方について説明しました。後半は、料理をいただきながら意見交換を行いました。プロの技を間近で見て、プロの料理と家庭料理との違いを目で味わい、舌で味わって、楽しみながら学んでいただけた様です。



中華料理は家庭でもよく作られており、参加者の興味、関心の高さを感じることができました。一方、「油が気になる。」「ヘルシーな中華料理も食べたい。」「大皿ではなく少量での提供もお願いしたい。」等、お店への意見もいただいたので、組合員の営業の参考にしたいと思います。

支部だより

消費者懇談会を開催（矢板支部）

協議会矢板支部は、大田原支部と南那須支部の共催により、2月18日（火）に消費者懇談会を開催しました。

前半は、講師に食肉生活衛生同業組合矢板支部綱川雅之氏を迎え、「食肉に関する話 量販店と専門店の違い」と題した講演を行いました。食肉専門店では肉の処理や保管に細心の注意を払い、消費者の方がおいしく食べられる工夫が施されています。量販店では効率を、専門店では味と安全を重視していることを消費者の方に伝えました。



後半は、講師に栃木県生活衛生営業指導センター大島事務局長を迎え、「生活衛生営業Sマークについて」と題した講演を行いました。消費者の方にSマークは安全、安心、清潔を約束し、店選びの指標になるという説明がありました。

本懇談会が営業者の皆様にとって消費者ニーズの把握の一助となり、消費者の皆様には業界の取り組みを知ることにより営業者への理解を深めるきっかけとなれば幸いです。

（株）ピュアリンクスが安定型次亜塩素ナトリウム消毒液を宇都宮市保健所へ寄贈しました

新型コロナウイルス感染症対策に協力するため、消毒薬などを販売する（株）ピュアリンクス（東京都中央区、竹内弥智子社長）は4月30日、宇都宮市保健所へ安定型次亜塩素酸ナトリウム消毒液（商品名：セイバーJIN）20リットルを寄贈しました。当指導センターの特別会員でもあるピュアリンクス社の竹内社長は、「新型コロナウイルス感染症対策の最前線でご苦労されている皆様の感染予防にお役に立てれば幸いです。」とコメントされています。

この消毒液は、次亜塩素酸と同様に消毒効果は強力ですが、無味無臭で手肌に優しく金属腐食性もありませんので、手指や店内の消毒に安全に使える、お店での新型コロナウイルスやノロウイルス対策として大変有効な消毒液です。

（指導センター田辺）

県からのお知らせ

「栃木県消防団応援の店制度」について

県では、地域防災の中核として活躍している消防団員を地域ぐるみで応援する、「栃木県 消防団応援の店制度」を実施しております。登録店のお申し込みは随時受け付けておりますので、御協力をお願いします。

栃木県消防団応援の店登録のメリット

- ①県のHPにて、消防団応援の店として広報されます。
- ②県内約1万5千人の消防団員とそこご家族等の利用が期待できます。
- ③地域貢献でイメージアップができます。

応援の店に登録いただくには・・・

- ①消防団員やその家族等を対象にサービスを提供していただきます。
- ②サービス内容はお店で自由に決められます。
- ③サービスの費用負担はお店でお願いします。

申し込み方法について

栃木県消防団応援の店登録申請書（県HP掲載）に必要な事項を記載のうえ、郵送、メール、FAXにて県消防防災課まで提出をお願いします。

*QRコードから登録店舗情報が確認できます。←

<お問い合わせ先>

栃木県 県民生活部 消防防災課 地域防災担当
電話：028-623-2127 FAX：028-623-2146
MAIL：syoubou@pref.tochigi.lg.jp



クリーニング師研修・業務従事者講習のお知らせ



令和2年度の日程です。該当する方には受講案内を郵送しますので、必ず受講しましょう。
※法律では、3年に1回の受講が義務付けられています。

開催日	研修・講習	会場	対象地区
令和2年10月7日(水)	クリーニング師研修	安足健康福祉センター	安足地区
令和2年10月28日(水)	クリーニング師研修	宇都宮市保健所	宇都宮・県東地区
令和2年11月18日(水)	クリーニング業務従事者講習	県南健康福祉センター	県南地区
令和3年2月3日(水)	クリーニング業務従事者講習	安足健康福祉センター	安足地区

※対象地区以外の方も受講できます。指導センター（☎028-625-2660）へお問い合わせください。

弁護士による

無料法律相談のお知らせ

相談の申込みは予約が必要ですので、指導センターまでお電話ください。

☎028-625-2660



会場	開催日	会場	開催日
①県北健康福祉センター	7月14日(火)	⑤今市健康福祉センター	11月25日(水)
②県南健康福祉センター	9月15日(火)	⑥安足健康福祉センター	12月8日(火)
③宇都宮市保健所	10月27日(火)	⑦宇都宮市保健所	12月16日(水)
④県東健康福祉センター	11月10日(火)	※開催時間は、午後1時30分から3時30分です。	